

第 2 5 回 期

第 2 6 回 浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和 7 年 8 月 1 8 日（月） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 1 0 分

2 開催場所 浅川町役場 2 階大会議室

3 出席委員（委員 1 0 人・推進委員 1 0 人）

会 長	1 0 番	白川	清一
会長職務代理者	9 番	酒井	秀忠
委 員	1 番	兼子	泰彦
同	2 番	高坂	和幸
同	3 番	須藤	孝夫
同	4 番	藤田	保幸
同	5 番	富永	勉
同	6 番	鈴木	啓
同	7 番	須藤	一二
同	8 番	小針	充則
推 進 委 員	（ 簗 輪 ・ 袖 山 ）	関根	盛夫
同	（ 中 根 松 ）	会田	信二
同	（ 大 草 ）	斎藤	良文
同	（ 小 貫 ・ 太 田 輪 ）	薄井	常義
同	（ 里 白 石 ・ 福 貴 作 ）	須藤	寿行
同	（ 里 白 石 ・ 福 貴 作 ）	鈴木	政吉
同	（ 山 白 石 ）	我妻	伸司
同	（ 山 白 石 ）	岡田	勇弥
同	（ 浅 川 ・ 滝 輪 ）	緑川	孝雄
同	（ 東 大 畑 ・ 畑 田 ）	小室	一男

4 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 6 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について

1 件

議案第 6 7 号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について

1 件

議案第 6 8 号 青年等就農計画の認定に係る意見決定について

1 件

5 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第26回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日もご多忙のなか、また、お盆が終わってお疲れのところご参集頂き誠にありがとうございました。 まだまだ暑さが続いておりますが、今月上旬は、雨がほとんど降らず猛暑の毎日で稲の出穂時期にもあたり大変心配されましたが、台風9号が来てからは、ちょこちょこと雨が降り稲にも畑作物にも大変良かったと安堵したところです。 早いものでもう一カ月も過ぎると稲の刈り取りが始まります。 今年は、米の価格がどのようになるか大変心配するところですが、いずれ豊作を期待し農家の所得の安定することを祈りたいと思います。 また、本日から、農業委員会の業務の一つでもあります農地の利用状況調査が始まります。説明を受けてからの開始となりますが、私たち25回期の最後の調査となりますので本町の農地を守るためにも、しっかり調査をして頂ければと考えております。 最後に今回の議案ですが、議案第66号から68号まで案件として3件でございます。総会終了後の現地での説明会もありますので遅くまでかかるかもしれませんが、皆さん本日もどうぞよろしくお願いいたします。
会 長	本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第26回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中10名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、4番、藤田保幸委員、5番、富永勉委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第66号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	(議案第66号朗読)

会 長 緑川委員	議案第66号について、浅川・滝輪地区推進委員 緑川孝雄委員の調査報告及び意見を求めます。 浅川・滝輪地区担当推進委員の緑川です。 調査報告の前に1点申し上げます。現地確認時の立会人について、5条申請時は代理人の立ち合いを必須となっておりましたが、今回は代理人の都合がつかず、欠席となっております。なお、調査結果については代理人にも共有済みです。 議案第66号農地法第5条の申請について、調査結果の報告、及び意見を申し上げます。 譲渡人 **** ****さん、譲受人 **** ****さん、以下記載のとおりです。 8月12日火曜日午前11時00分より、地区副担当の酒井委員、小針委員、及び譲渡人、譲受人立会いのもと現地にて調査をしてまいりました。 譲渡人の実家と譲受人の自宅は隣り合わせで、親戚関係になっています。申請の理由としては、譲渡人の実家は空き家で畑も荒れている状態のところ、一方で譲受人は駐車場が手狭になっているとのことで、今回の申請地の所有権を売買により得た後、社員用駐車場として使用したいとのことでした。 調査項目である一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目、及び、周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用についてはなんら問題ないとみてきましたので、審議をお願いします。以上です。
会 長 事務局長	続けて事務局より補足説明をお願いします。 補足説明いたします。 まず、立地基準については、浅川町役場が300メートル以内の区域にあることから、公共施設至近距離農地と判断し、農地転用基準の3種農地に分類しました。 転用目的は、駐車場を建設するためです。 譲受人である****は、申請地の東側に店舗を置く、食料品中心の販売店です。来客用駐車場を店舗前に所有していますが、社員用の駐車場は所有していません。事業用車両を含めて5台分の駐車場が必要ですが、現在は近くの空き地に分散して駐車しているうえ、出入り口が狭く出入りに危険が伴うため申請地に駐車場の建設をすることとなりました。 5台分の面積が確保できること、店舗から近いこと、公道への出入りが安全で容易であること等の条件を踏まえて用地を選定したところ、申請地がすべての要件を満たしており、他の選定はあり得ないとの結論に至ったとのことですので、転用申請はやむを得ないものと考えられま

会 長	す。 次に、一般基準の各項目についてですが、 １．転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。 ２．転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 ３．許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和７年１１月２０日までとされており該当しません。 ４．行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、免許、許可、認可等を要するものがなく該当しません。 ５．法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 ６．申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地はないため問題ありません。 ７．事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、駐車場及び通路として適当な面積であり該当しません。 ８．申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のものの以外は許可しないことになっておりますが、駐車場建設が目的ですので該当しません。 ９．転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、表土を砂利で固めるため、土砂等の流出はありません。また、周辺は住宅化されており、宅地と道路で囲まれているため近隣農地及び農業用施設への影響はありません。以上です。 地区推進委員の報告及び事務局の説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第６６号について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第６６号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員）
------------	--

事務局長	全員賛成ですので、議案第66号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第67号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。 (議案第67号朗読) 続けて補足説明いたします。 今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。 計画の認定にあたっては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議することとなっており、意見決定をするものです。また、計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。 皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、資料1をご覧くださいと思います。 1枚目をご覧ください。申請者は***さんです。水稻と露地野菜による複合経営での農業所得の安定を図る計画で申請書が出されています。 ①の(2)に記載のとおり、5年後の年間農業所得が****万円、従事者1人当たりの目標が年間農業所得****万円、年間労働時間は****時間であり、基本構想に沿った内容となっております。 作目は②の(1)に記載のとおり、現在、水稻・ニラ・アスパラガス・トマトを作付けしていますが、トマトを廃止しその分の面積をニラに転換する計画です。 栽培面積については、水稻が****アールの増、内訳は2枚目の(3)のAに記載のとおり、借入地の増となっております。 続けて2枚目中段をご覧ください。③～⑥にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより、定めた目標を到達する計画です。 浅川町農業委員会として、***さんの経営改善計画は基本的な構想に沿ったものであると認められるか、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。
会 長	本申請は****地区の方となりますが、簗輪・袖山地区推進委員関根盛夫委員より何か意見がありましたら発言願います。
関根委員	計画は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿う内容であり、特に異議はありません。
会 長	事務局の説明及び地区推進委員の発言が終わりましたので質疑を許します。

事務局長	議案第 6 7 号について質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、農業委員の採決をとります。 議案第 6 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第 6 7 号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第 6 8 号、青年等就農計画の認定に係る意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。 （議案第 6 8 号朗読） 続けて補足説明いたします。 今回の案件は、青年等就農計画の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。 計画の認定にあたっては、農業経営改善計画の認定時と同様に、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。 皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、資料 2 をご覧いただきたいと思います。 1 枚目をご覧ください。申請者は****さんです。****さんは、****地区の認定農業者である****さんの息子さんです。 新規就農者として経営発展支援事業及び青年等就農給付金を利用することを希望されており、主な使い道としてはトラクターを購入する予定です。 お父さんの農業経営を一部継承し、水稻と施設野菜による複合経営により、地域の担い手として規模拡大を図っていく計画です。 5 年後の年間農業所得が****万円、従事者 1 人当たりの年間労働時間は****時間であり、基本構想に沿った内容となっております。 作目は 1 ページ目の下段に記載のとおり、水稻が****アール、雨よけきゅうりが****アールとなっております。面積の内訳としては、全て借入地となっております。 収支計画については別添 1 に記載されているとおり、5 年かけて経営規模の拡大と経営目標の達成を計画しています。 浅川町農業委員会として、****さんの青年等就農計画は基本的な構想に沿ったものであると認められるか、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。
-------------	--

会 長 小室委員 会 長 事務局長 会 長	本申請は****地区の方となりますが、東大畑・畑田地区推進委員小室一男委員より何か意見がありましたら発言願います。 今回申請があった****さんについては、お父さんの農作業の手伝いをずっとされておりましたので、計画の内容については無理なく達成できるものと考えます。また、2年程前から地区の集会にも出席しており、話している内容を聞いても自分の考えをしっかり持った方という印象を受けますので、何ら問題ないと思われます。以上です。 事務局の説明及び地区推進委員の発言が終わりましたので質疑を許します。 議案第68号について質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、農業委員の採決をとります。 議案第68号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第68号、青年等就農計画の認定に係る意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、その他に入ります。 （1）浅川町農地パトロール（有効利用調査）実施要領（案）について、事務局より説明を求めます。 毎年実施しております農業委員会の法令業務である農地利用状況調査ですが、今年も同様に取り組み、農地の実態把握に努めます。 利用状況調査の実施は、実施要領を総会の決定により策定した上で行うこととされているため今回提出させていただいたものです。 内容については、資料3 浅川町農地パトロール（有効利用調査）実施要領（案）のとおりです。県および福島県農業会議から示されたひな形を基に作成しており、例年作成しているものとほぼ同様となっております。 なお、調査の詳細については、総会終了後に書記より説明をさせます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。 事務局より説明が終わりましたが、実施要領（案）について、意見等ございますか。 （「異議なし」の声）
--	---

須藤委員	それでは、実施要領（案）については案のとおり決定いたします。 皆さんからその他何かございませんか。 農地利用状況調査の結果固定資産税の課税が強化される可能性がある と周知されているが、きちんと草刈りなどの管理をしている人とそうでない 人に不公平が生じないようにしてほしい。具体的には、今管理していない人 が積極的に草刈りなどを実施するような仕組みや勧奨の仕方を検討してほ しい。
事務局長	農地パトロールで荒廃農地と判断された場合、意向調査を実施して保 全管理をするのか、農地中間管理機構を利用する等の意向を確認するこ ととなります。意向調査で把握した内容が次年度以降に実施されていま い場合には、課税強化することが出来るということになっておりますが、 当町では今まで実際に課税強化が行われた事例はありません。今後は課 税部局とも連携の上検討します。
須藤委員	利用意向調査時の説明文の字が細かくて読むのが大変ですので、わか りやすく大きい文字で作成していただくようお願いします。
会 長	ほかになれば、事務局より連絡事項お願いします。
事務局長	次回総会 9 月 1 8 日（木）午後 1 時 3 0 分からの予定です。総会終了 後に稲作状況調査を実施します。 また、今後の予定ですが、1 0 月の総会終了後に連携会議、1 1 月の 総会では農業委員改選に向けた地区説明会の内容についての説明を予 定しております。 7 月の活動記録簿を提出してください。 本日配布した資料 1、2 については個人情報が含まれますので、総会 終了後に回収いたします。 総会終了後、農地パトロールの説明をしますので引き続き出席をお願い いたします。
会 長	それでは、以上を持ちまして第 2 6 回浅川町農業委員会総会を閉会い たします。 ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
事務局長	

浅川町農業委員会会議規則第 1 8 条第 2 項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ ⑩

同 議事録署名委員 _____ ⑩